

大牟田市財政構造強化指針

平成23年8月

(目 次)

1 . 指針策定にあたって	1
(1) 地方財政を取り巻く状況	
(2) 財政健全化計画の取組みと実施状況	
(3) 本市財政の問題点、今後の課題	
2 . 今後の財政収支見込み	6
(1) 財政収支試算前提条件	
(2) 財政収支試算	
(3) 2 4 年度以降の財政見通し	
3 . 財政構造強化のための基本方針と目標値	8
(1) 財政構造強化のための基本方針	
(2) 財政構造強化のために目指す財政指標の目標値	
4 . 財政構造の強化及び財政規律の確保のための基本ルール	10
財源の確保	
歳出構造の改革	
基金残高の確保	
特別会計の健全化	
5 . 終わりに	15
6 . 参考資料	16
財政用語の解説	

1. 指針策定にあたって

本市においては、これまで財政構造を抜本的に改善するため、「財政再建緊急3か年計画」、「財政再建緊急3か年計画2004」、「集中改革プラン(2006～2010)」などを策定し、様々な行財政改革に取り組んできました。しかしながら、三位一体の改革による地方税財政制度の構造変化は、地方交付税をはじめとする一般財源の減少など、自治体経営に大きな影響を及ぼし、それまでの本市行財政改革の効果を帳消しにするだけでなく、基金の取崩しや職員給与のカットなどの臨時的な対策によってもなお財源不足を生じ、19年度においては、昭和56年度以来26年ぶりに赤字額が10億円を超え、危機的な状況となりました。

このような中においても、地方分権の進展により、住民に近い市町村へ様々な権限の移譲が行われ、生活者の視点に立ち、新たな行政課題や行政需要に応えるために自らの判断と責任の下行政運営を行っていくことが一層基礎自治体に求められる状況となったことから、安定した行政運営の礎となる強固な財政基盤を確立するために、20年度から23年度を計画期間とする、「大牟田市財政健全化計画」を策定し、計画に掲げる具体的な取組みを着実に進めてきました。

22年度決算において、地方交付税の臨時的な大幅増(収支試算比27億8,200万円の増)による追い風と、何より市民の理解や議会、行政が一体となった計画に基づく歳入・歳出両面からの取組みにより、10年ぶりとなる実質収支の黒字となり、財政健全化計画の目標の一つである「平成23年度末時点での累積赤字の解消」は1年前倒しで達成できました。

しかしながら、財政健全化計画では、効果の持続しない一時的な対策も織り込んでおり、財政構造の抜本的な改善が果たせたとはいえない状況です。また本市では、過去半世紀において、財政再建準用団体を解消した昭和43年度からの4年間、所謂バブル時代の交付税などの増とそれにより積み増した基金の取り崩しによる昭和62年度からの10年間、及び経済対策による起債発行の増加や産炭地域振興臨時交付金の増加などによる平成11・12年度の2年間と3度の実質収支の黒字化を果たしていますが、それを継続することができなかつた経緯があります。

こうした反省を踏まえ、累積赤字の解消という地域自治のスタートラインに立った今、一時的な取組みに頼ることなく収支均衡を継続するとともに、将来のまちづくりに向けた投資を行うなど、自らの責任において自治体運営・経営を行えるよう、基礎体力を強化していく息の長い取組みが必要です。

そこで、財政構造を強化するために本指針を策定し、「財政構造の抜本的な改善」と「財政規律の確保」に向けた今後の財政運営の道標を示すこととします。

(1) 地方財政を取り巻く状況

我が国の経済は、平成20年9月のリーマンショックに端を発した厳しく深い景気後退を経て、自律的回復に向けた動きも見られるなど持ち直し局面にありましたが、3月に発生した東日本大震災の影響により、国の財政状況のさらなる悪化が懸念されます。

地方財政については、地方の一般財源総額は平成22年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていますが、地域経済の低迷に伴い地方税収が低い水準で推移していくことが予想されることに加え、国の財政状況の悪化など、今後の状況は不透明です。また、国庫補助金の一括交付金化など、今後

の国の動向が地方財政へ与える影響も不透明な状況です。しかしながら、地方の裁量や自由度は確実に拡大すると想定され、住民にとって最も身近な基礎的自治体である地方自治体には、都市経営に対する責任と判断力がより強く求められ、地域の力が問われることとなります。

(2) 財政健全化計画の取組みと実施状況

財政健全化計画では、「抜本的な財政構造の改革」、「23年度末時点での累積赤字の解消」、「財政規律の確保」を目標に、歳入歳出両面の具体的な取組みを掲げ財政健全化に努めています。

歳出削減としては、20年度を基準とした各部局10%の枠配分の削減(23年度まで継続)や、職員配置適正化方針に基づく職員の削減及び職員給与の減額による人件費の削減などに取り組んでいます。

一方、歳入面においては、使用料・手数料の適正化や超過税率の採用など、市民や議会の理解・協力のもと収入確保に努めてきたところです。

さらには、公営企業会計への繰出金の見直し、基金の活用、遊休資産の積極的な売却など臨時的な取組みも併せて実施してきました。

このように、健全化計画に掲げる個別具体的な取組みについては着実に実施してきており、確実に効果・成果をあげています。

取組み効果額実績(20～22年度)

(単位:百万円)

項目	見込み額	実績額
経常経費の削減 枠配分額の削減、公債費の縮減	672	755
人件費の削減 職員配置適正化、職員給与の減額	1,233	1,685
収入の確保 使用料・手数料の適正化、税率の改定	568	482
臨時的な対応 繰出金の見直し、基金等の活用など	2,380	1,894
合計	4,853	4,816

(3) 本市財政の問題点、今後の課題

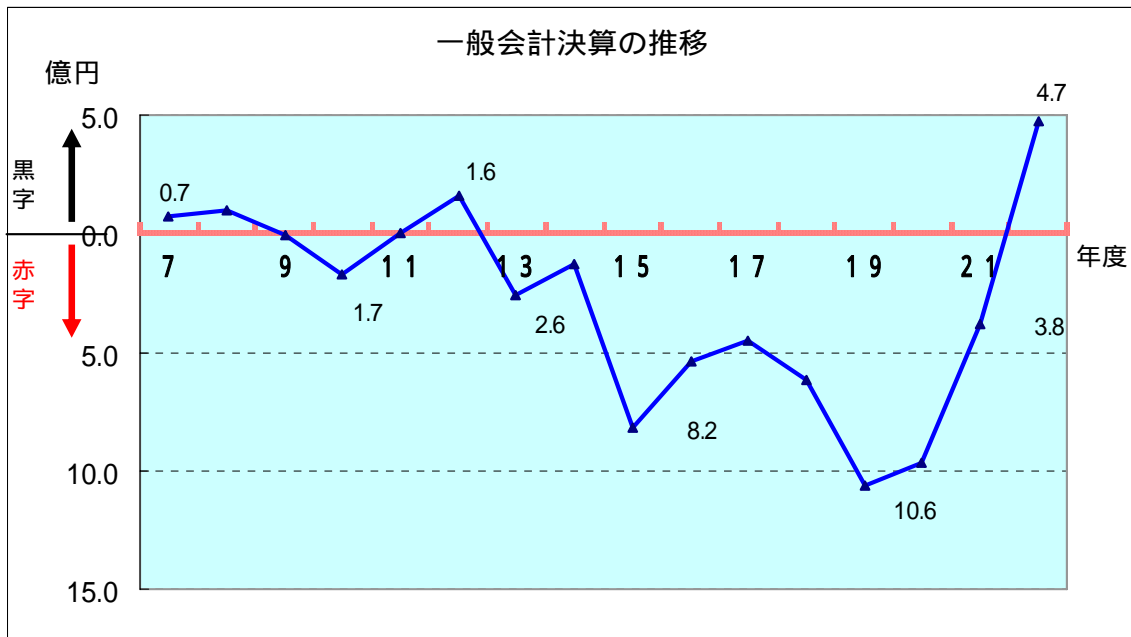
本市財政の問題点

本市財政の問題点は、一言で言うと、「歳入に占める自主財源の割合が著しく小さく(依存財源に大きく依存)歳出に占める義務的経費の割合が大きい」です。

類似団体と比べると市税等の自主財源の割合が著しく小さく、国庫補助負担金や地方交付税などの依存財源に大きく頼らざるを得ない収入状況にある一方で、歳出においては地域の経済状況や高い高齢化率等を反映し、扶助費が多額に上り、また、人件費や公債費負担も大きく、歳出の構成比率において義務的経費が大きな割合を占める財政構造にあることで、財政運営は硬直化している状況です。

【決算の推移】

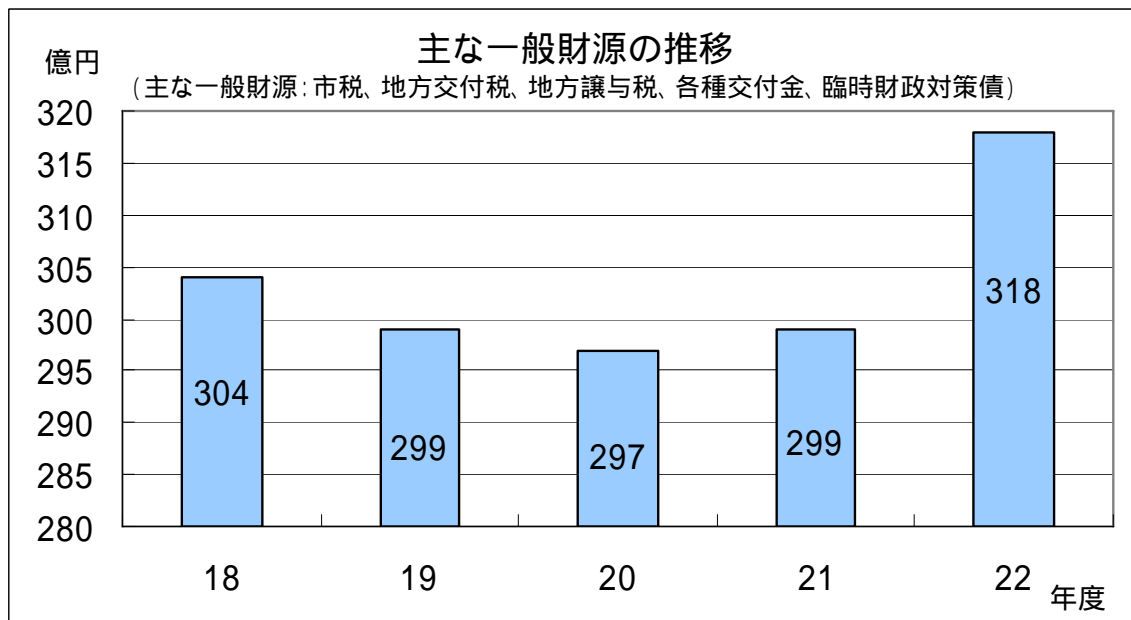
《グラフ1》



平成13年度から21年度まで、9年連続の赤字となっており、特に19年度においては、昭和56年以来26年ぶりとなる10億円を超える赤字となりました。このようなことから、平成20年に、財政健全化計画を策定し、歳入歳出両面から様々な取組みを行い、22年度決算では10年ぶりの実質収支の黒字となりました。

【歳入の状況】

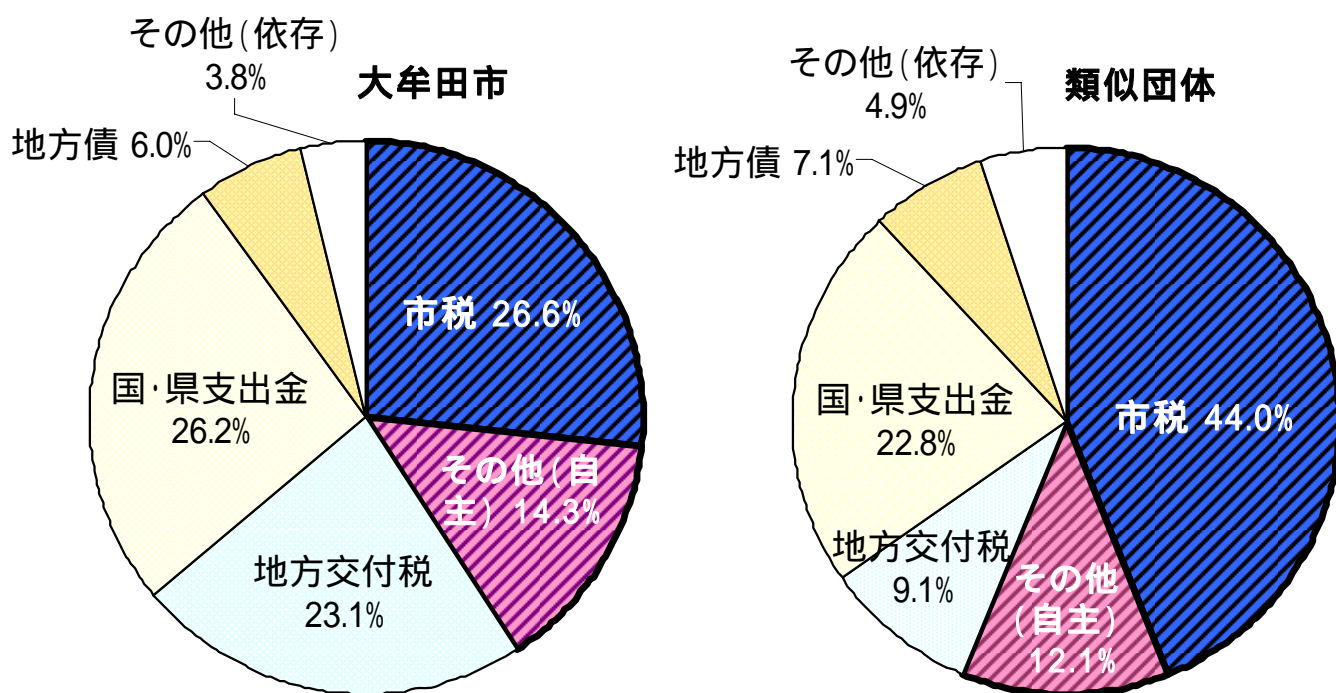
《グラフ2》



本市の主な一般財源は、平成16年度に地方交付税や臨時財政対策債が大きく減少し、その後も減少傾向にありました。21・22年度は、市税は減少しているものの、地方交付税及び臨時財政対策債の増加(22年度における対20年度比: 約34億9千万円の増加)により、15年度水準まで増加しています。

歳入に占める各財源の割合（21年度）

《グラフ3》



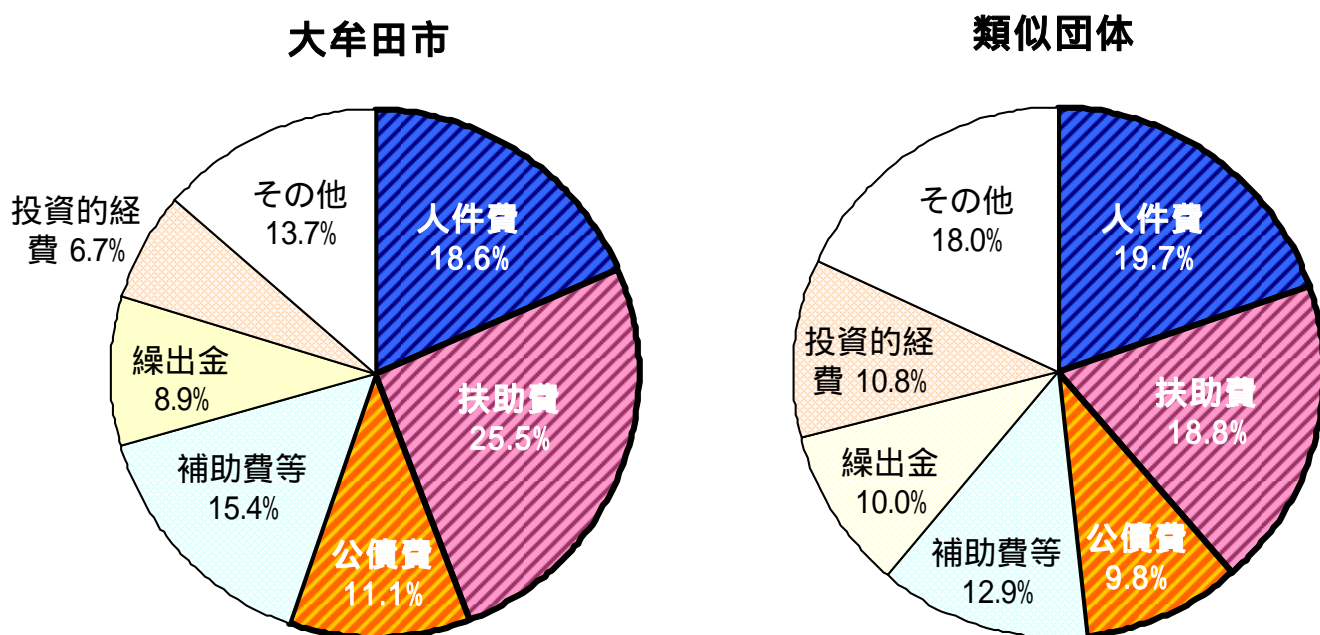
斜線部が自主財源

歳入全体に占める自主財源の割合は41%で、類団の56%を15ポイント下回っています。とりわけ、市税収入の割合は、類団44%に対し、本市26%と大きく下回っています。

【歳出の状況】

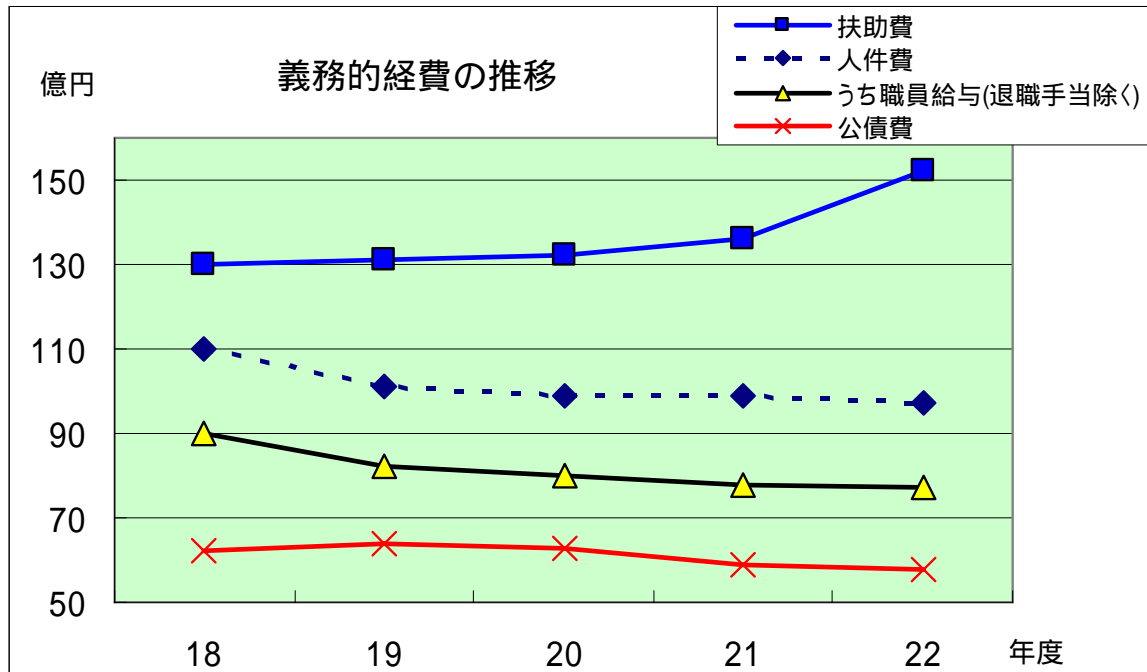
《グラフ4》

性質別歳出の割合（21年度）



斜線部が義務的経費

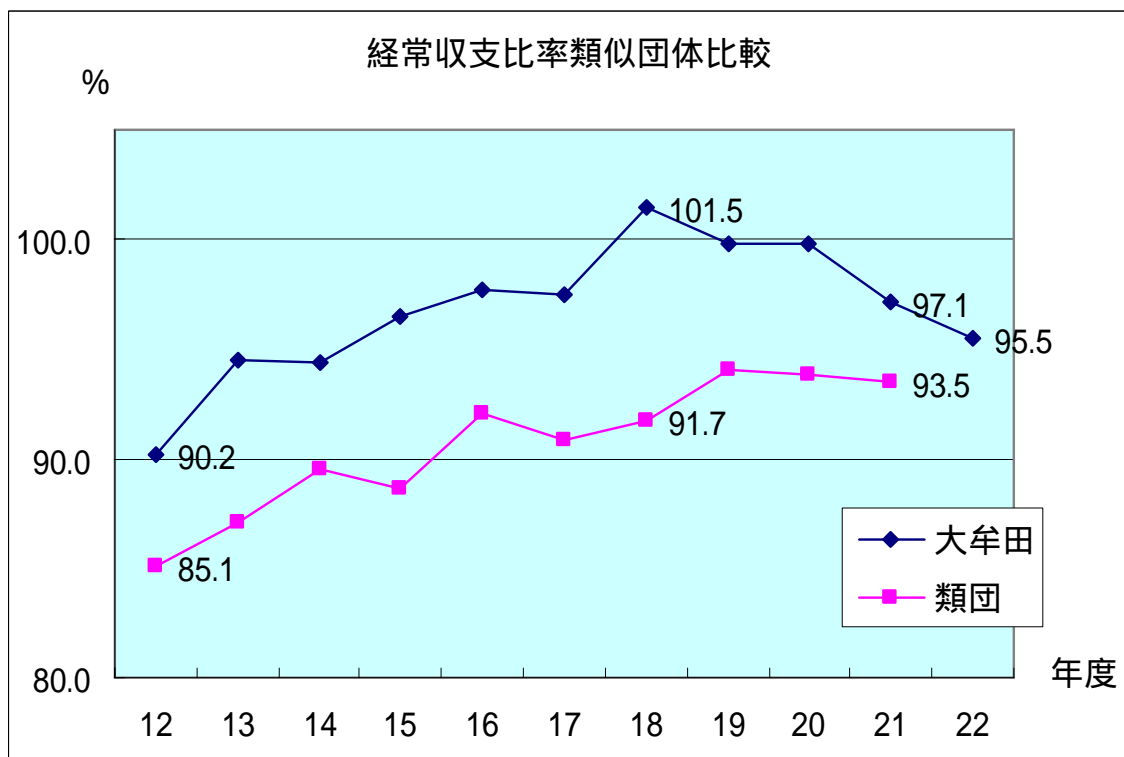
《グラフ5》



歳出全体に占める義務的経費の割合は55.2%で、類団の48.3%を7ポイント近く上回っています。義務的経費については、職員数の削減や職員給与の減額及び、新規市債発行の抑制により、人件費、公債費については減少してきていますが、高齢化の進展や地域経済状況を反映し、扶助費が右肩上がりとなっており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

【経常収支比率の推移】

《グラフ6》



経常収支比率については、18年度(101.5%)をピークに下降傾向にありますが、22年度においても95.5%と高い水準にあり、本市財政は弾力性に乏しい状況にあります。

今後の課題

今後においても、本市の人口、とりわけ生産年齢人口は減少していくとともに、高齢化は進展していくものと考えられます。それに伴い、歳入面では、市税収入の大幅な増加は望めず、歳出面においては、扶助費は増加していくものと想定されます。そのような状況において、市税等の自主財源を最大限確保するとともに義務的経費を抑制することで、財政健全化を果たし、50年後、100年後のまちづくりに向け投資を行っていくことのできる体力をつけていくことが本市の大きな課題です。

2. 今後の財政収支見込み

(1) 財政収支試算前提条件

22年度決算、23年度交付税決定をベースに財政収支試算を行いました。

歳入について

市税

人口減少による納税義務者の減少

土地価格の下落傾向

等を勘案し推計しています。

普通交付税

23年度決定額をベースに、市税等の動向を見込んだ上で、これらを含めた一般財源総額が24年度以降減少していくと見込み推計しています。また、過疎債の元利償還見込額の70%について交付税措置が見込まれることから、この分については別途加算を行っています。

歳出について

人件費

職員給与については、23年度予算計上の職員数をベースに、職員配置適正化方針を基に推計しています。

扶助費

生活保護及び障害者自立支援法関係の扶助費について、一定の伸びを見込んでいます。

公債費

毎年の地方債発行額から翌年度以降の償還額を推計し反映しています。

投資的経費

総合計画2006～2015 後期基本計画第1期実施計画計上の事業費を反映しています。

なお、この財政収支試算は、様々な行政サービスにおいて、現在の制度が継続されることを前提に推計したものです。

(2) 財政収支試算

(歳入)

(単位：百万円)

年度 項目	22	23	24	25	26	27	28
市 税	13,776	13,856	13,718	13,629	13,533	12,996	12,931
地方交付税	13,599	13,683	13,480	13,613	13,812	14,307	14,399
国・県支出金	13,867	13,303	14,235	14,065	14,132	14,247	14,315
地 方 債	4,042	3,529	4,686	3,866	3,991	3,652	3,337
そ の 他	10,217	8,973	7,818	7,716	7,612	7,529	7,447
歳入合計	55,501	53,344	53,937	52,889	53,080	52,731	52,429

(歳出)

(単位：百万円)

年度 項目	22	23	24	25	26	27	28
人 件 費	9,723	9,837	9,461	9,569	9,780	9,608	9,138
うち職員給与	7,691	7,727	7,733	7,680	7,626	7,461	7,305
うち退職手当	1,296	1,266	919	1,075	1,335	1,179	971
扶 助 費	15,195	15,970	16,057	16,145	16,234	16,323	16,413
公 債 費	5,802	5,661	5,161	5,227	5,471	5,393	5,408
補 助 費 等	6,709	6,449	6,326	6,191	6,034	5,975	5,868
繰 出 金	4,906	5,160	5,213	5,343	5,467	5,597	5,730
投資的経費	4,471	2,709	4,237	3,368	3,368	3,368	3,368
そ の 他	7,841	7,347	7,024	6,879	6,843	6,845	6,808
歳出合計	54,647	53,133	53,479	52,722	53,197	53,109	52,733

(収支)

(単位：百万円)

年度 項目	22	23	24	25	26	27	28
実 質 収 支	471	682	1,140	1,307	1,190	812	508
単年度収支	854	211	458	167	117	378	304

財調基金残高	300	385	385	385	385	385	385
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

財政調整基金については、22年度決算に基づく積立のみ計上している。

(3) 24年度以降の財政見通し

24年度以降の歳入については、これまでの一般財源収入の推移を見る限り、確実に減少していくものと見込まれます。特に市税については、大型商業施設の進出による増要素があるものの、人口の減少や土地の評価額の下落による減少が

大きく、大幅な減収が見込まれます。

歳出面では、団塊の世代の大量退職による退職金の増加により、人件費が一時的に増加することが見込まれることや、扶助費については、現在でも歳出総額に占める割合は非常に大きく、特に20年度の世界的な景気後退以降、生活保護費が大幅に伸びてきており、高齢者人口の増加の影響も見込まれることから、更に増加していくものと見込んでいます。一方、公債費についてはピークを過ぎ、近年の市債発行の抑制により減少傾向にありますが、27年度までの過疎対策事業債の活用により、一時的に増加が見込まれます。

歳出総額は24年度以降減少していきませんが、それを上回る歳入環境の悪化により、26年度以降単年度赤字が生じる見込みであり、これが続けば再び実質赤字が生じることも懸念されます。

3. 財政構造強化のための基本方針と目標値

(1) 財政構造強化のための基本方針

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、4つの財政健全化判断比率を設定し、一定の数値を超えた場合、財政の健全化が必要な段階であり、早期健全化団体や財政再生団体となることを規定しています。一方で、こうなったら財政が健全であるという統一的な基準や指標は示されていません。しかしながら、本市では、なお一層の財政構造の強化に向け、一定の基準を持ち取り組んでいく必要があります。

まず、第一に、自治体として当たり前のことである実質収支の黒字について、将来に渡ってこれを継続していく必要があります。次に、中長期的に安定した財政運営を行うために、財政調整基金の残高について一定程度保有する必要があります。更には、経常的、義務的な経費について抑制を図ることで、将来のまちづくりに向けた投資を計画的に行うための財政的な余力を確保していく必要があります。同時に、短期的な財源確保のためや必要以上の投資を行うことで、将来世代への負担を一方的に増大させることも避けなければなりません。

こうしたことから、下記の項目を財政構造強化のための基本方針として定めるとともに、それぞれについて具体的な目標値を設定することとします。

- ・ 実質収支の黒字を継続すること
- ・ 財政調整基金を一定額確保すること
- ・ 経常収支比率、実質公債費比率を一定の水準以下に抑制すること

(2) 財政構造強化のために目指す財政指標の目標値

実質収支黒字の継続

歳入に応じた歳出という原則を堅持し、再び実質収支の赤字が発生しないようにする必要があります。また、団塊の世代の大量退職に対応するため、27年度まで退職手当債の発行要件が緩和されていますが、それ以降退職手当債の

借入が事実上できなくなるため、退職手当債を借入れることなく収支均衡を継続的に達成する必要があります。なお、軽自動車税の超過税率については、解消することとします。

実質収支黒字を継続すること

《参考》退職手当債を借入れなかった場合の収支 (単位：百万円)

	22	23	24	25	26	27	28
実質収支	471	416	875	985	565	47	193
単年度収支	854	55	459	110	420	518	240

財政調整基金の積立

経済事情の著しい変動や災害等の不測の事態に対応するため、財政調整基金の残高について一定程度確保する必要があります。類似団体においては、平均すると標準財政規模の10%程度の残高を有しており、これを目標値とします。

標準財政規模の10%

経常収支比率

本市が抱える政策課題について、機動的かつ柔軟に動くためには、経常的一般財源収入を確保するとともに、経常経費を抑制する必要があることから、経常収支比率について、類似団体の平均値を目指します。

類似団体の平均値

《参考》類似団体との経常収支比率の比較 (21年度)

(単位：%)

大牟田市	類似団体	差
97.1	93.5	3.6

3.6ポイントの差を改善するためには、経常一般財源等収入(歳入)の増で10.9億円又は経常経費充当一般財源(歳出)の減で10.2億円の改善が必要となります。

実質公債費比率

公債費については、義務的な経費であるとともに、長期間に渡って償還することから、その削減には一定の時間を要するため、この指標についても計画的に抑制していく必要があります。このため、企業会計等を含めた市の実質的な公債費負担を表す実質公債費比率について類似団体の平均値を目指します。

類似団体平均値

《参考》類似団体との実質公債費比率の比較（21年度）

（単位：％）

大牟田市	類似団体	差
14.8	7.1	7.7

7.7ポイントを改善するためには、分母（標準財政規模から交付税措置額を差し引いたもの）が230億円台であるため、約18億円の実質的な（交付税措置のない）公債費等の減が必要になります。ちなみに21年度の普通会計の公債費は約59億円です。

4. 財政構造の強化及び財政規律の確保のための基本ルール

財源の確保や歳出構造の改革を中心とした基本的なルールを設定することで、財政規律を確保し、本市の財政構造の強化を図ります。

財源の確保

（1）自主財源の確保

一般的に地方財政は自主財源の割合が多いほど、安定的な財政運営を行うことができると言われていますが、本市の自主財源と依存財源の割合は、4：6となっていて、地方交付税などの国・県からの財源に大きく依存しています。

税源の涵養

企業誘致は、雇用創出や地域経済の活性化に寄与するため税収の確保の面からも有効な施策となっており、これまでの取組みによりその成果が現れはじめています。今後においても、みなと産業団地の活用や過疎地域に指定されている27年度までの期間は固定資産税の課税免除を拡充させていることから、これまで以上に積極的な企業誘致を展開していきます。目標として、3年後までに12件（増設を含む）を目指します。

また、税収の確保、交流人口の増加やそれに伴う経済効果など地域の活性化を図る観点から、市内に存在する様々な資源を有効活用して新たなまちづくりへの投資を行います。

このほか、土地の有効かつ合理的な利用を図るための地籍の明確化は、課税客体の適正な把握や課税の公平性の確保という面でも有効であるため、地籍調査の再開について検討します。

市税等の収納率の維持・向上

生産年齢人口の減少や地域経済の低迷により市税の収入が減少してきている中、市の収入の基盤となる自主財源を確保していくことは重要となっています。本市の収納率が県内でも非常に高いことなどを踏まえ、これまでの高い収納率（現年分の市税収納率98.5％）を維持することに努めます。

また、使用料・手数料を含めた滞納繰越分についても、負担の公平性の観点

から法令に基づく厳正な事務処理を徹底するなどして積極的な収納対策を行うことで収納率の向上を図ります。

(2) 受益者負担の適正化

行政サービスの提供によって利益を受ける人と受けない人との負担の公平性については利益を受ける人が応分の負担をすることで、負担の公平性が確保されています。このため、使用料・手数料について、適正な負担割合となっているかを新たに策定する「(仮称)使用料・手数料の適正化のためのガイドライン」によって3年に1度の頻度で検証していきます。検証にあたっては、統一的なルールのもと、行政サービスに必要なコストを算定し、これまで以上に行政と受益者の負担割合を明確にします。

ルール

- ・使用料・手数料について3年に1度の頻度で検証を行います。

歳出構造の改革

(1) 経常経費の抑制

予算編成における経常経費の抑制

本市では、各部局が創意工夫による主体的な行政運営ができるように、経常経費について所要一般財源を各部局へ枠配分するという予算編成の手法をとっていますが、近年の歳入環境の悪化に伴い厳しい財政運営を強いられているため、各部への枠配分額を削減してきている状況です。

今後も厳しい歳入環境が続くことが見込まれるため、枠配分を継続して実施していくこととし、枠配分の中で新規事業を実施する場合は、既存事業の廃止(スクラップアンドビルド)を行うなど事務事業見直しを行い、経常経費の抑制に努めます。

また、本市のまちづくりのために必要な先進的あるいは独創的な事業については、当面、別枠で予算措置していくことにしますが、その分の財源については政策予算を含めた総予算の中で調整します。

ルール

- ・経常経費の枠配分を継続して実施します。
- ・まちづくりのために必要な事業を別枠で予算措置します。

公共施設の適正な維持管理

本市の公共施設は、年々老朽化が進行していますが、厳しい財政状況だったことから、施設の維持補修の予算が止むを得ず抑制されてきています。適切な時期に適切な維持補修をしていけば施設を長く使用することができることや維持補修にかかる財政負担の平準化を図る観点から、公共施設の維持管理計画を策定することにより、維持補修を計画的に実施します。

また、大規模な維持補修費については、当面、別枠で予算措置していくことにしますが、その分の財源については政策予算を含めた総予算の中で調整します。

ルール

- ・ 公共施設の維持補修を計画的に実施します。
- ・ 大規模な維持補修費を別枠で予算措置します。

参考：維持補修費の決算額（単位：億円）

H12	6.8
H22	4.6

総人件費の抑制

これまで簡素で効率的な行政運営を目指すとともに人件費の抑制を図る観点から、20年度に策定した職員配置適正化方針に基づき職員数の適正化に努めてきましたが、職員数は類似団体と比較すると依然として多い状況にあります。このため、「職員配置適正化方針2011」を策定し、23年度から27年度までの5年間で職員数の削減を計画的に行うことにより人件費を抑制します。

なお、新規採用者数の抑制や再任用職員・嘱託員の効果的な活用とともに、さらなる事務事業見直しを推進することで、職員数の削減を図り、嘱託員等を含めた総人件費についても抑制します。

ルール

- ・ 「職員配置適正化方針2011」に掲げる目標数値の確実な達成に向け、新規採用を抑制（退職者の3分の1以内の採用）します。
- ・ 嘱託員等の活用とともに、さらなる事務事業見直しにより、総人件費を抑制します。

(2) 公債費の縮減

市債の新規発行の抑制による公債費の縮減

本市ではこれまで財政健全化計画に基づき公債費の縮減を図ってきていますが、歳出総額に占める割合は11%と依然として高い水準にあるため、一定程度抑制していく必要があります。このため、財政健全化計画で掲げている市債の新規発行額を元金償還額の3分の2以内にするというルールを当面の間継続します。ただし、過疎対策事業債と臨時財政対策債については交付税措置が行われるため、元金償還額と市債の新規発行額から除外します。

なお、将来のまちづくりを行う上では、投資的事業は一定程度必要であることから公債費の縮減の状況を見ながらルールを見直すことにします。

ルール

- ・市債の新規発行額を元金償還額の3分の2以内にします。

参考：元金償還額と市債の新規発行額

(単位：億円)

	元金償還額	元金償還額の 3分の2	>	市債の 新規発行額
H22	43.9	29.3		14.1

退職手当債の借入抑制による公債費の縮減

本市では退職手当債を16年度以降、毎年借入れてきていますが、22年度に退職手当債を借入れている市町村は政令市を除くと県内でも3団体しかなく、また、退職手当債を借入れることなく収支均衡を図ることが健全な財政のあるべき姿です。22年度末の残高は約35億円となっており、このまま借入れを続けていけば、公債費の増加につながります。このため、退職手当債の借入れにあたっては、退職手当の推移を見据え、今後の退職手当見込額の平均である10億円を退職手当債借入の基準とし、その基準を超える分を借入れます。ただし、単年度収支の黒字が見込まれる場合、可能な限り借入額の抑制を行います。

ルール

- ・退職手当債の借入額 = 退職手当の額 - 10億円

参考：退職手当債借入実績及び償還の推移

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23		H27	H30
元利償還	0.8	1.0	1.3	1.8	2.3	2.8		5.2	7.1
借入額	7.0	6.4	6.0	6.9	4.7	7.0	...	7.0	...
残高	15.4	21.0	26.1	31.7	34.6	39.4		50.4	32.2

退職手当	13.1	12.6	12.7	14.2	13.0	13.1
実負担	6.1	6.2	6.7	7.3	8.3	6.1

現行制度の基準で27年度まで退職手当債の借入れを継続した場合の推移

基金残高の確保

本市では、長年、赤字基調の財政運営が続いているため、経済状況の悪化に伴う市税の大幅な減収や不時の支出増加に対処するための基金の積立てがほとんどできていません。このため、中・長期的な視野に立った安定的な財政運営を行っていく上では基金を積立てていく必要があることから、下記の基金を計画的に積立てます。

(1) 財政調整基金

財政調整基金については、決算剰余金の2分の1の積立てを行っていくことで、経済状況の悪化などに伴い財源が著しく不足する年度に備えます。

目標としては、標準財政規模の10%に相当する額(22年度の標準財政規模で約28億円)を積立てます。

ルール

- ・ 決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積立てます。

(2) 職員退職手当積立基金

職員退職手当積立基金については、今後10年間の退職手当見込額である10億円を基準として、退職手当の額が基準を下回る場合は、財政負担の平準化を図るために下回った額を積立てます。

また、27年度までは団塊の世代の大量退職に対応するため退職手当債の発行要件が緩和されていますが、28年度以降はこの特例措置が終わるため借入れが事実上できなくなります。このため、28年度以降に退職手当の額が10億円を超える場合は、基金を取り崩します。

ルール

- ・ 職員退職手当積立基金の積立額 = 10億円 - 退職手当の額

(3) 庁舎等建設積立基金

本庁舎は、築75年が経過し、近い将来建替えを検討していかなければなりません。特に、東日本大震災では防災及び復旧復興の拠点としての庁舎の役割がいかに重要であるかが再認識されたことから、安心・安全なまちづくりの推進のため、庁舎等建設積立基金を計画的に積立てます。

目標としては、庁舎建替えのための事業費を60億円と見込み、市債を借入れた残りの一般財源に相当する20億円を積立てます。

事業費の60億円については、他市の実績から見込まれる建設費用の概算額です。

特別会計の健全化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されて以降、一般会計を対象とした経常収支比率等の従来までの財政指標だけでなく、公営事業会計や公営企業会計まで対象を広げた連結ベースでの財政指標が財政健全化の判断指標となっています。このため、国民健康保険会計や水道事業会計などの特別会計についても、これまで以上に独立採算を徹底し、健全化を図っていきます。

なお、一般会計から特別会計への繰出金については、受益者が特定される特別会計に対して一般会計からの税金等で負担することであり、言い換えれば、利益を受けない人(例：国民健康保険未加入者)が負担していることとなります。そ

のため、負担の公平性確保の観点から繰出金（一般会計の税金）で負担すべき部分を明確にします。

ルール

- ・ 3年に1度の頻度で特別会計の財政収支の検証を行います。

5. 終わりに

本市は、これまで財政構造の抜本的な改善を図るため、「財政健全化計画」に掲げる様々な取組みを着実に実行してきました。10年ぶりに実質収支を黒字とすることができたのは、地方交付税の大幅増による追い風と何より市民の理解や議会と行政が一体となって行財政改革に取り組んできた結果と言えます。しかしながら、財政健全化計画の目標の一つである累積赤字の解消は、地域自治のスタートラインにやっと立てたに過ぎず、今後、本格的な地方分権時代を迎える中、まちづくりを自らの判断と責任の下に進めていくためには、国の動向に左右されない安定した財政基盤を構築していかなければなりません。

また、私たちの子どもや孫の世代に住みやすく元気な大牟田として自信を持ってバトンタッチしていくためにも、財政構造の強化は必要です。

そのため、この指針では財政構造を強化していくための目標を掲げていますが、これらの目標の中には10年20年といった長い年月をかけてようやく達成できるものも含まれており、今まで以上の努力と息の長い取組みが必要と考えます。

6. 参考資料

財政用語の解説

No	用語	意味
1	財政調整基金	<p>予期せぬ収入減や不時の支出増加等に備え、財源に余裕のある年度に積立てるお金のこと。</p> <p>決算において剰余金が生じた場合、その二分の一以上を財政調整基金として積み立てるか、地方債の繰上償還に充てなければならないと地方財政法第7条に規定されている。</p>
2	前年度繰上充用金	<p>前年度の歳入が歳出に対して不足する場合（実質収支の赤字）に、その不足分を翌年度予算から支出し、補填するお金のこと。その財源としては、翌年度の歳入を充てることとなる。大牟田市では、平成21年度において382,978千円の赤字が出ていたため、この額を平成22年度予算から支出している。</p>
3	標準財政規模	<p>単年度において、経常的に収入が見込まれる市税、譲与税、普通交付税等の一般財源の規模を示した金額のこと。</p>
	財政健全化判断比率	<p>地方公共団体の財政状況が健全かどうかを測る指標のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定されている。下記～の4つの指標で構成され、それぞれの指標が一定の基準を超えた場合に、早期健全化団体、財政再生団体の指定を受ける。</p>
	早期健全化団体	<p>財政が破綻する一歩手前の状態にあると判断される地方公共団体のこと。借金返済のための財政健全化計画を作り、外部の財務監査を受ける必要も出てくる。自治体財政健全化法の施行で、平成20年度決算から適用されるようになった。下記～の4つの指標のうちどれか一つでも一定の基準を超えた場合に指定される。</p>

<p>財政再生団体</p>	<p>財政が破綻したと判断され、国の管理下で再建に取り組む地方公共団体のこと。下記 ~ の3つの指標のうちどれか一つでも一定の基準を超えた場合に指定される。</p>
<p>4</p> <p>実質赤字比率</p>	<p>標準財政規模に対する、一般会計等の実質赤字額の割合のこと。</p> <p>(一般会計等とは) 一般会計及び特別会計のうち、公営企業会計、介護保険事業等の各事業の収入をもって費用を賄うべき事業に係る特別会計を除いた会計のこと。</p> <p>(実質赤字額とは) 前年度繰上充用金、支払繰延額(前年度執行した事業で支払いのみ当該年度で行う額)、繰越金(前年度から繰越した事業に係る予算額)の合計額のこと。</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$ <p>市町村は財政規模に応じ 11.25～15%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、20%以上になると「財政再生団体」となる。</p>
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>標準財政規模に対する、企業会計を除く全会計の実質赤字額と、企業会計の資金不足額の合計の割合のこと。</p> <p>【算出方法】 企業会計を除く $\frac{\text{全会計の実質赤字額} + \text{企業会計の資金不足額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$</p> <p>市町村は財政規模に応じ 16.25～20%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、30%以上になると「財政再生団体」となる。</p>

	<p>実質公債費比率</p>	<p>標準財政規模に対する、市債の元利償還金と準元利償還金からその支払いに充当できる財源等を差し引いた金額の割合のこと。この割合が高いほど、公債費に係る支出が多いことを示す。</p> <p>(準元利償還金とは) 市債の元利償還金に準ずるもので、公営企業等が起債した元利償還金支払いの財源に充てる、一般会計からの繰出金、負担金等のこと</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{市債の元利償還金} + \text{企業会計等の準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{市債の元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税措置見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{市債の元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税措置見込額})} \times 100 (\%) \text{の} 3 \text{ヶ年平均}$ <p>市町村は 25%以上になると「早期健全化団体」となる。さらに、35% 以上になると「財政再生団体」となる。</p>
	<p>将来負担比率</p>	<p>標準財政規模に対する、一般会計等が将来負担する金額の割合のこと。この割合が高いほど、将来支出すると決まっている金額が多いことを示す。</p> <p>(一般会計等が将来負担する金額の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債の総返済額 ・企業会計等に負担すべき金額 ・債務負担行為(複数年かけてある事業に支出すると決めた金額) <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る交付税措置見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{市債の元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税措置見込額})} \times 100 (\%)$ <p>市町村は 350%以上になると「早期健全化団体」となる。「財政再生団体」となる基準は定められていない。</p>

5	経常収支比率	<p>経常一般財源収入（地方税、交付税、譲与税等）を、経常経費（人件費、扶助費、公債費等）にどの程度割り当てているかを見る指標のこと。この比率が低いほど、臨時的・政策的経費に充当できる一般財源に余裕があることを示す。</p> <p>【算出方法】</p> $\frac{\text{経常経費充当の一般財源の額}}{\text{経常一般財源収入}} \times 100 (\%)$
6	類似団体	<p>人口と産業構造の2要素の組合せにより、市町村を類型化したもの。大牟田市は「 3」という型に分類される。類型「 3」の団体は全国で35団体あり、福岡県内では飯塚市、春日市の2団体がある（平成21年度現在）。</p> <p>【「 3」類型の要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 10万人～15万人 ・産業構造 産業全体のうち、2次・3次産業の占める割合の合計が95%以上で、さらに3次産業のみで65%以上を占める場合。
7	超過税率	<p>標準税率（地方税のうち、地方公共団体が税率を定めるにあたり通常よるべき税率）が定められている地方税に、その税率を超えて設定する税率のこと。</p>